

第 72 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2025 年 12 月 8 日）

I　日時：

2025 年 12 月 8 日（月）17:00～18:50

II　場所：

日本公認会計士協会 202 会議室（一部、Microsoft Teams 会議）

III　出席者：

○ 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、青 克美、魚住 康博、片山 一夫、川西 安喜、後藤 敏文、松本 祥尚、
弥永 真生、山本 敬志、反町 泰貴（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

南 成人（会長）、藤本 貴子（副会長）、山中 彰子（監査・保証、テクノロジー担当常務理事）、
紫垣 昌利（監査・保証、テクノロジー担当理事）、大野 開彦（監査・保証基準委員会委員長）

IV　議事要旨：

1. 意見聴取

（1）監査基準報告書 570 「継続企業」の改正

監査・保証担当常務理事から、監査基準報告書 570 「継続企業」（以下「監基報 570」という。）の改正概要について説明を行った。

【主なご意見】

○ 監査役等とのコミュニケーションが強化されることは、大変重要で意義があるものと考えており、基本的に改正内容について異論はない。

○ 監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」では、監査期間を通じた適時のコミュニケーションは、監査役等と監査人の適切な連携の実現に寄与すると説明された上で、コミュニケーションの適切な時期は、その事項の重要性及び内容、並びに監査役等が講じることが予想される措置を含む、業務の状況によって様々である旨の記載がある。この「その事項の重要性及び内容、並びに監査役等が講じることが予想される措置を含む」という記載の趣旨を教えていただきたい。

（ご意見への回答）

➢ 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査計画の段階から実施されるが、例えば、期中に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合には、速やかなコミュニケーションが必要と考えられるため、経営者のみならず、監

査役等とも適時のコミュニケーションを行う必要があるということを意図している。

- 適用指針において、公に取引されている事業体以外の企業の場合でも、適切な場合には、例えば、監査人が継続企業の前提に関する経営者の評価をどのように検討したかを記載した追加的な事項について、監査役等とコミュニケーションを行うことがあると示されている。監査人が継続企業の前提に関する経営者の評価をどのように検討したかを記載した追加的な事項がある場合には、必ずコミュニケーションしなければならないのか。

(ご意見への回答)

- 監査役等とコミュニケーションを行うことが適切かどうか、監査人が判断し、実施することになる。

- 重要な不確実性がない場合であっても、監査報告書において、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論付けた旨の記載が求められることになる。経営者が「適切であると結論付けた」と判断する根拠はどこにあるのか。企業会計基準委員会(ASBJ)において、継続企業に関する会計基準の開発が予定されていると理解しているが、当該基準において経営者自身が、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切と結論付けるための基準が示されなければ、監査人が判断するための拠り所がないのではないか。もし会計基準において何かしらの手当てがなかった場合、日本公認会計士協会からガイドライン等を公表しなければならなくなるのではないか。

(ご意見への回答)

- 企業側がどのように判断するかは今後、ASBJにおける会計基準の開発時に検討されるものと理解している。

- 適用指針において、経営者確認書に特定の項目を記載することが適切であると判断する場合があり、その例として、企業のオーナー経営者を含む関連当事者による財務的支援に関する書面による確認入手した場合でも、書面による確認の正当性に関する経営者確認書への記載を経営者に要求することがあると示されている。追加で経営者確認書への記載を求めるケースとして、示されているもの以外に想定される具体的な例はあるか。今回の改正により、企業側と監査人側で過度に負担が増えないよう、実務が円滑に向っていく方向に進むと良いと感じている。

(ご意見への回答)

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がない場合には、基本的に、経営者確認書に特定の項目を追加することはないと考えている。一方で、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がある場合には、経営者が継続企業を前提とすることが適切と判断した際の計画の実行可能性等については、個別具体的に確認し記載する場合もあると考えている。

- 昨今の国際的な経済・金融情勢や国内での金利上昇等を踏まえると、再び厳格な監査の実施が問われる時代になっていくようと思われ、今回の改正が実効性のあるものになることを期待している。

(2) 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び第2号「監査業務に係る審査」の改正

監査・保証担当常務理事から、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び第2号「監査業務に係る審査」(以下併せて「品基報第1号等」という。)の改正概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 監査事務所間の引継に関する JP 項¹をサステナビリティ保証業務にも適用すると整理されている。現在、金融審議会におけるサステナビリティ情報の保証制度の議論においては、監査法人以外の者も保証業務の担い手として想定されているが²、例えば、後任の保証業務実施者が監査法人以外の場合でも、改正品基報第1号等の規定を踏まえて対応するとの理解でよい。

(ご意見への回答)

- 公開草案中のサステナビリティ保証業務基準 5000 「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」と改正品基報第1号等は、当協会の会員（公認会計士・監査法人）向けの実務の指針であり、当協会の会員は、後任が監査法人以外の場合であっても、改正品基報第1号等に従って適切な引継を行うことを想定している。一方で、品基報第1号等は当協会の会員以外の方々にまで強制される指針ではない旨ご理解いただきたい。

(3) IAASB 2025年9月ボード会議の活動状況

監査・保証担当常務理事から、IAASB 2025年9月ボード会議の活動状況について説明を行った。

【主なご意見】

① ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」

- 重要性の考え方方が、日本の実務とは大きく変わってくる可能性がある点に懸念を持っている。重要性の金額については、年度で見るのか、期中で見るのかによって異なり、また特に季節変動が激しいような業種では、相当影響が大きいのではないかと思う。日本の実態を発信し、過度な実務負担とならぬよう働きかけが必要だと考えている。日本における実務の実態に即した形で落ち着くことを期待している。

(ご意見への回答)

- 期中財務諸表のレビュー制度を導入している国が少ないとから、IAASB ボード会議の中

¹ 国際基準には含まれないものの、当協会が必要と認めて追加した規定

² 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第9回) 事務局資料参照
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20251030.html

では実務上の問題点まで十分に検討されていないのではないかと懸念している。当協会としても問題意識を持っており、適切に意見発信を行えるよう対応して参りたい。また、ボードメンバーにも適宜発信いただくよう対話をしていきたい。

② 国際監査基準（ISA）540（改訂）³の適用後レビュー

- IAASB の今後のスケジュールにおいて、ISA 540（改訂）の適用後レビューが示されている。2026 年第 1 四半期に意見募集を実施予定であると理解しているが、日本公認会計士協会においてどのような対応を行う予定か伺いたい。

（ご意見への回答）

- 適用後レビューは、大きな ISA の改訂が行われた際に、適用後に実務上どのような影響がみられたか、明確化して欲しい部分があるか等を広く意見聴取することを目的として実施されるものである。当協会では、既に、実務家からの意見を集め始めており、IAASB に対しコメントを提出したいと考えている。

2. 報告

（1）企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正

監査・保証担当常務理事から、企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表に伴う適合修正の概要について説明を行った。

（2）サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」に伴う適合修正

監査・保証担当常務理事から、サステナビリティ保証業務実務指針 5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」に伴う適合修正について説明を行った。

【主なご意見】

- 品基報第 1 号及び品基報第 2 号の改正案（上記の意見聴取(2)参照）において、「監査事務所」を「事務所」と整理し直したことに伴う保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」（以下「保証実 3000」という。）への影響について確認したい。

（ご意見への回答）

- 保証実 3000 は、当協会会員である監査事務所が監査及びレビュー業務並びにサステナビリティ情報の保証業務以外の保証業務を行う際の実務上の指針であり、本実務指針は、監査事務所が品基報第 1 号を遵守していることを前提とした建付けとなっているが、保証実 3000 から品基報第 1 号を参照する形をとっているため、保証実 3000 そのものに影響はないと考えている。

³ ISA 540 「国際監査基準 540—会計上の見積りの監査—」

3. 資料配付

(1) 日本公認会計士協会における周知活動

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp